



No.119

平成15年1月20日発行

路材協会報

路面標示材協会

東京都千代田区神田佐久間町2-13(深津ビル)
〒101-0025 Tel (03) 3861-3656
Fax (03) 3861-3605

目 次

施工現場とメーカーは一体となって進みたい	理事 藤木 秀之輔	1
PRTRについて	廣田 武	4
平成14年中の道路交通事故死者数について	事務局	12
事務局便り		16
余滴		16



施工現場とメーカーは一体となって 進みたい ——50年の経過に思う—

理事 藤木 秀之輔

2003年の幕開けを迎え、おめでとうございます。

昨年は、年初のEU貨幣「ユーロ」の流通でスタートしたのですが、国際的には、中近東諸国の争いや対イラク国連査察問題に加え、後半の対北朝鮮対応、それに世界的株下落など、難問を残したまま1年間が過ぎた様に思います。そして、こうやって1年1年を経過するとき、歳月の流れはまことに早いものと改めて思います。

そこで、丁度、事務局から会報に何かの一筆をとの依頼なので、我々の活動業種において長年の経過から思い当たったことを、甚だ勝手ながら私自身のことも入れて少し述べさせて頂くことと致します。

現在、路面標示に使用されている道路用溶着材（路面標示用塗料の3種）が誕生して、約50年が過ぎました。実は、50年前に、私は某化学工業会社の研究室に勤務していました。

その時の研究テーマが道路用溶着材の開発でした。その当時は松脂を中心として、それに色々の材料（化学成分）との組合せを調べて行くのが主でした。やがて色々の研究段階を経て生産開始への段階となり私は工場に移りました。その頃の製造された製品は、今のような粉体ではありません。即ち、色々混合された材料を工場の溶解釜で、加熱熔融し、これを型枠に流し込んで、冷却し、固まったものを型枠から取り出して、さらに、粉碎機にかけて粉碎した後、この粗い粉碎品を包装袋にいれて計量後、出荷製品としたものでした。随分手間をかけたものです。

一方、昭和40年以降、一般道路も高速道路も新しい建設が全国的に行なわれて増加し、合わせて車の交通量も非常に多くなりました。それに平行して、交通安全対策関係の設備、道路・区画線や標示等々の使用がぐんぐん伸びてきました。これに伴って交通安全対策関連の企業も増え、同じように標示用塗料メーカーも新しく進出して、特色ある品質の物が出まわるようになりました。

そこで、やがて同業塗料メーカーの間に品質安定の共通問題について標準化しようではないかとの声が多くなりました。即ち、昭和26年の常温用塗料のJISの他にも溶着用塗料のJISを作ろうではないか、ということです。メーカー会の発足に続いて当時の通商産業省に製品の説明とJIS化について折衝をしました。通商産業省もすぐに了解してくれ、直ちにJIS委員会が関係者を集めて構成され、私もその委員に選ばれました。更に昭和44年頃にはJISの原案を作成しると指示され原案を作ることになりました。出来上がりましたこの原案をJIS委員会で種々検討しその結果、トラフィックペイント（溶着用）JIS K 5665が昭和46年にスタートしました。それが今日のJIS（K-5665）の源になっています。

今日の現実を見ますと、この路面標示用塗料の品質が、実際に使用する現場作業班の要望する品質との食違いがときどき発生していることを見受けます。メーカー側としては、品質の改良は現在ここまで安定させている、出来ればメーカーの説明通りに使用してもらいたいと希望すると思います。しかし、現場としては、その時の車の交通量、作業員数、溶解釜の構造や能力、施主の要望等々で、メーカーの言うことは一寸無理である。それによりメーカーとして現場作業班の要望に応えてもらえば問題は発生しなくて上手く行くはずである。など意見の食違いが起きることがあります。現場作業に問題があるのか、メーカーに起因があるかで争ってみても、両者間で気まずくなり、時には、今まで続けてきた取引にお別れしなければならないなどが起きるかもしれません。そんな事になれば悲しいです。しかし、実際にはお別れを耳にし、現実を見る事があります。

50年の流れを経過した今日、まだまだこれらが続くことも考えられます。道路標示作業を一段と向上させるには、両者間が普段からよく連絡し合って意志疎通をしっかりと確認しあつてお互い協力しあうことが根本的に大事ではないでしょうか、作業班とメーカー間のトラブルがないようにしたいです。

以上述べたことは、反対にある作業班とは今までの数拾年間使用してもらっているながら一回のトラブルも発生しなかった。と云うことも沢山あります。従って、これからも両者間は一寸の隙もなく渾然一体となって商品と工事の向上を期したいものです。

交通安全関係の業務は、多角的な面で見ればまだ伸びるものと期待しています。メーカーは更に一段と品質の改良をするとともに、今までにない全くの新しいタイプの新製品を誕生させたいものです。幸いこれまでにも、例えば平成年代に入ってから、高輝度標示材、排水性舗装標示材、無鉛型塗料などが開発・確立されて適時使用されています。

だから、さらに頑張りましょう。

(藤木産業株式会社 代表取締役会長)

PRTRについて

廣田 武

1. はじめに

近年、社会的な問題として、化学物質過敏症、シックハウス症候群、アレルギー疾患、そしてダイオキシン等の環境ホルモンなどによる生殖異常、神経障害など環境（化学物質）が原因とされる病気や生態系への異常現象が問題視されている。これは化学物質を含む製品の製造、使用、廃棄において様々な経路から大気や水域、土壤といった環境に化学物質が排出されているのが原因であると考えられる。しかし我々の身の回りには、様々な化学物質が存在しており、それらの化学物質等により我々の生活は便利で豊かなものになり、化学物質を製造し利用する産業活動においては世界の経済、市場の重要な部分を構成するまでに至っている。そこで環境問題の観点から人の健康や生態系に有害なおそれがある等の性状を有する化学物質を政令で指定し、対象となる化学物質がどこからどれだけ環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表することが必要となり、そのシステムとしてPRTR（Pollutant Release and Transfer Registerの略称）が平成11年7月に公布され、平成13年4月から実施された。法律に基づく最初のPRTRとしては、平成13年4月からの1年間の排出量、移動量を平成14年6月30日までに届け出、平成14年度の後半に集計結果が公表される予定である。

ここでは、このPRTRについて、関連する概要を以下に述べることとする。

2. PRTRとは

いわゆるPRTR法と呼ばれる「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」では、事業者が対象となる化学物質ごとに工場・事業所から環境中へ排出される量や廃棄物に含まれて外へ移動した量を自ら把握し、行政機関に年に1回届け出る。行政機関はそのデータを整理集計し、家庭や農地、自動車などから排出されている対象化学物質の量を推計して、2つのデータを併せて公表する。PRTRは、毎年どんな化学物質が、どの発生源からどれだけ発生しているかを知ることができるシステムであり、事業者においては、同業他社等のデータを比較することにより化学物質の自主的な管理の改善を進めることができ、無駄な排出を抑え、原材料の節約等を行える。国や地方公共団体はPRTRのデータを環境保全施策、化学物質管理施策の基礎的なデータとして用いることができ、国民においては化学物質の排出の現状や環境リスクに関する理解を深め、行政や事業者が有する情報の提供を求めたり、自ら有害性のある化学物質の使用を削減したりすることもできる。

システムの概略を図-1に示す。

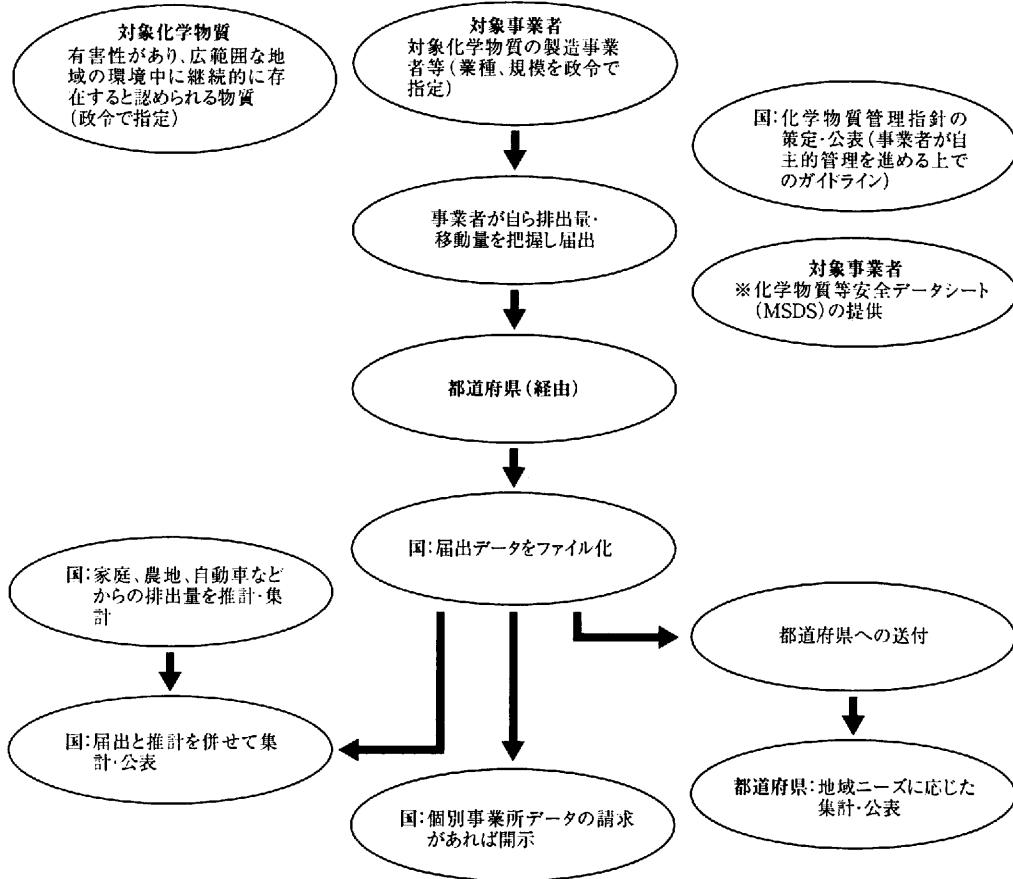


図-1 PRTRの流れ

※化学物質等安全データシート（MSDS）とは

化学物質の管理をきちんとしていくためには、事業者が自分の取り扱っている化学物質やそれを含む製品に関して、その成分や性質、取扱い方法を知っておくことが必要である。化学物質等安全データシート（MSDS）とは、事業者が化学物質や製品を他の事業者に出荷する際に、その相手方に対して、その化学物質に関する情報を提供するためのもので、PRTR法では政令で定める第一種指定化学物質、第二種指定化学物質及びこれらを含む一定の製品について、このMSDSを提供することが義務化された。MSDSとはMaterial Safety Data Sheetの略である。

3. PRTRの対象となる化学物質

この法律では、人の健康や生態系に有害なおそれ（オゾン層破壊性を含む）がある等の性状を有する化学物質を対象とし、環境中に広く存在すると認められる「第一種指定化学物質」と、それほどは存在しないと見込まれる「第二種指定化学物質」を政令で指定している。

PRTRの対象は、第一種指定化学物質とそれを含む一定の製品である。具体的には有害性についての国際的な評価や物質の生産性などを踏まえ、専門家の意見を聴いた上で第一種指定化学物質として354物質、第二種指定化学物質として81物質が指定されている。以下に第一種指定化学物質の一例を挙げる。

【揮発性炭化水素】	ベンゼン、トルエン、キシレン等
【有機塩素系化合物】	ダイオキシン類、トリクロロエチレン等
【農薬】	臭化メチル、フェニトロチオン、クロルピリホス等
【金属化合物】	鉛及びその化合物、有機スズ化合物等
【オゾン層破壊物質】	CFC、HCFC等
【その他】	石綿等

また、PRTR対象化学物質を含有する製品の要件については下記のようになっている。

- ①気体または液状のもの
- ②固体状の混合物のうち粉末等の固有の形状を有しないもの
- ③固有の形状を有する混合物のうち取扱いの過程で指定化学物質を溶融、蒸発または溶解する可能性のあるもの
- ④精製や切断等の加工に伴い環境中に排出される可能性があるもの

これらのいずれかに該当するものであって、第一種指定化学物質を1質量%以上（特定第一種指定化学物質は0.1質量%以上）含有するものとされる。

ただし上記①～④に該当する製品のうち以下の製品は除く。

- ・主として家庭生活で使用されるもので、指定化学物質が排出されないように容器等に密封包装された状態で流通し、販売・提供されるもの
- ・密封されたままの状態で使用される形態の製品
- ・売却され再生される製品（再生資源）

路面標示材は、十数種類の化学物質の混合された製品であり、JIS K 5665 1種、2種においては溶剤であるトルエン、キシレン等、3種においては黄色顔料である黄鉛（クロム酸鉛主体）等が上記要件に該当するため、標示材メーカーでPRTR対象事業者はこのPRTR制度に則り、環境への排出量、移動量を行政機関に報告している。

4. PRTRの対象事業者

PRTR対象事業者とは、第一種指定化学物質を製造、使用その他業として取り扱う等により、事業活動に伴い当該物質を環境に排出すると見込まれる事業者であり、次の①～③の要件全てに該当する事業者を政令で指定している。

- ①次の事業に属する事業を営んでいる事業者

- 全ての製造業（化学工業、電気機械器具製造業、鉄鋼業等）
- 金属鉱業、電気業、ガス業、下水道業、燃料小売業、洗濯業、自動車整備業、廃棄物処分業、高等教育機関、自然科学研究所等

②常用雇用者数21人以上の事業者

③取扱量等

次のいずれかに該当すること

- a) いずれかの第一種指定化学物質の年間取扱量が1トン（施行当初の2年間は5トン）以上である事業所を有する事業者（対象物質の中には化合物の中に含まれる金属元素、シアン、ふっ素等の量で判断するものもある。b) についても同じ）
- b) いずれかの特定第一種指定化学物質の年間取扱量が0.5トン以上である事業所を有する事業者
- c) 金属鉱業または原油・天然ガス鉱業を営み、鉱山保安法に規定する建設物、工作物その他の施設を設置している事業者
- d) 下水道業を営み、下水道終末処理施設を設置している事業者
- e) ごみ処分業または産業廃棄物処分業（特別管理産業廃棄物処分業を含む）を営み、一般廃棄物処理施設または産業廃棄物処理施設を設置している業者
- f) ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設を設置している事業者

5. 排出量の区分

排出量については、次に掲げる区分毎の排出量を把握し、届け出なければならない。

- ①大気への排出
- ②公共用水域への排出
- ③当該事業所における土壤への排出（埋立処分によるものを除く）
- ④当該事業所における埋立処分

6. 移動量の区分

移動量については、次に掲げる区分毎の廃棄物の移動量を把握し、届け出なければならない。

- ①下水道への移動
- ②廃棄物の当該事業所の外への移動（①によるものを除く）

7. 排出量・移動量の算出方法

事業所からの排出量・移動量の算出方法には、次のような方法がある。

①物質収支を用いる方法

製造量、使用量等の取扱量の合計と、製品としての搬出量や廃棄物に含まれての移動量

との差により算出する方法

②実測値を用いる方法

排出物に含まれる量や濃度の測定値に基づき算出する方法

③排出係数を用いる方法

製造量、使用量その他の取扱量に関する数値と、その取扱量と排出量との関係を的確に示すと認められる式（排出係数あるいは排出原単位）との積により算出する方法

④物性値を用いる方法

蒸気圧、溶解度等の物理化学的性状に関する数値の利用により排出量が的確に算出できると認められる場合において、その数値と排ガス量又は排水量とを用いて算出する方法

⑤その他の的確に算出できると認められる方法

①～④の他、経験式、経験値等の利用により排出量が的確に算出できると認められる場合は、その方法

また、事業所全体での排出量、移動量算出において考え方には、次の2種類が考えられる。

①全ての個別排出ポイント（各製造部署、製造工程）での排出量、移動量が把握できる場合

②排出量、移動量が把握できない個別排出ポイントがある場合

①の場合は、全ての個別排出ポイントでの排出量、移動量が算出できているので、媒体別の事業所全体の排出量、移動量としては、その算出したそれぞれの排出量、移動量を合計して算出する（積み上げ方式）。

②の場合は、排出量、移動量が把握できない個別排出ポイントがあるので、対象物質の取扱量から製造品としての搬出量等及びその他の媒体への排出量、移動量を差し引いて残りの媒体の排出量を算出する（事業所単位の物質収支方式）。

排出量、移動量の基本的な概念図を図-2に示す。

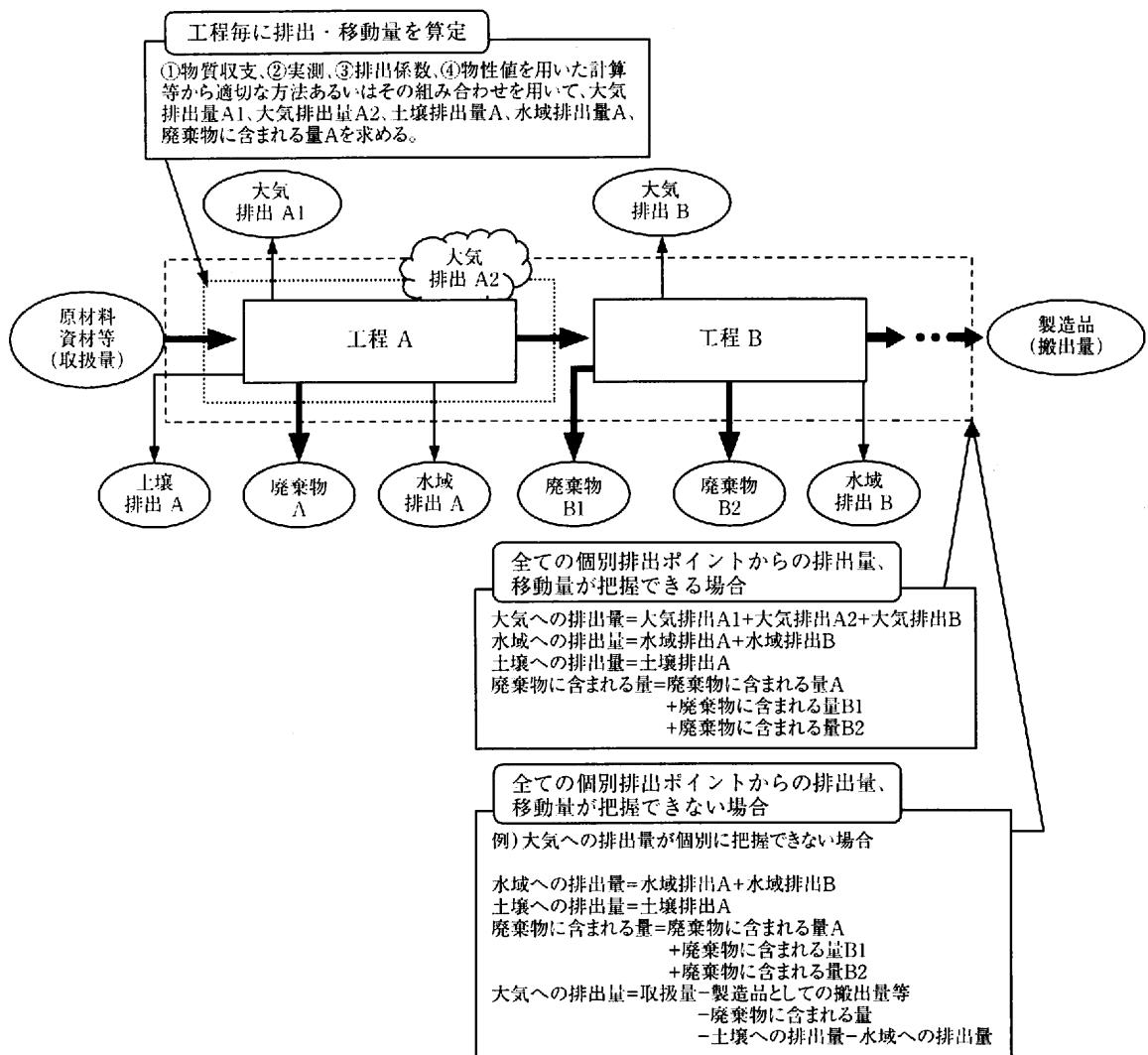


図-2 排出量、移動量算出の概念

8. 届出の方法等

下図-3の様式の届出書を行政機関に毎年度6月30日までに提出する。必要記載事項としては次の通りである。

- ①氏名または名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
 - ②事業所の名称及び所在地
 - ③事業所において常時使用される従業員の数
 - ④事業所において行われる事業が属する業種
 - ⑤排出量・移動量を把握した第一種指定化学物質の名称並びに把握した区分毎の排出量・
移動量

様式第1(第5回例)

第一種指定化学物質の提出書及び移動票の届出書

年 月 日

主務大臣(都道府県知事) 案

届出者(法人) 氏名
 (ふりがな)
 (ふりがな)
 (氏名)
 (法人にあっては名前及び代表者の氏名) ①

特定期物質の管理への適用基準の制限等及び管理制度の変更に関する法律第5条第2項の規定により、第一種指定化学物質の提出書及び移動票について、次のとおり届け出ます。

事務所	本社の住所	(ふりがな) 〒 都道府県 市町村 (ふりがな)
	支店の住所	(ふりがな) 〒 都道府県 市町村 (ふりがな)
	支店の名称	
	販賣の場所における名称	
	店舗	店舗 別室 事務室 (ふりがな)

事務所において常時使用される電話番号の表

事務所において常時使用される電話番号	電話機種名	直接コード
内線番号	うちでたまるもの	
外線番号	わざわざ 電話機種	
郵便番号	郵便番号	

第二種指定化学物質の提出書及び移動票 [別欄奉手]～のとおり

本提出書は、事務所ごとに作成すること。 □ 由前の届出におけるものと雖、変更された場合のみ記載すること。 3 事務所において常時使用される電話番号の欄は、前回(月)現在(前年度中に 算定された多額者において)は変更を記載した月における該多額者の人件を記 載すること。 4 事務所において行われる事業が異なる場合は、当該事務所におけるたるもの を記載する旨を上部に記載し、二以上以上の箇所に同じする事務所を行う事務所にて は、次欄(月)にその他の事務所を記載すること。また、直接コードの欄には、業種に対 応する日本標準分類等における業種番号を記載すること。 5 法人によっては、当該提出に係る事務所事務所の担当課若者に氏名及び連絡先を記 載すること。 6 各の欄には、記載しないこと。 7 提出書及び別紙の用紙の大きさは、日本文書規格A4とすること。 8 法人(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法 人)にあってはその代表者が署名することとする。
--

別欄奉手

第一種指定化学物質の名称並びに提出場所及び移動票

第一種指定化学物質の名称			
第一種指定化学物質の登録番号		単位(量相当するもの につけること) 1. kg 2. ml-TEQ	
提出場所	大気への排出		
	□ 公共用水域への 排出	提出先の河川、 港湾、海域等の 名稱	
	ハ 当該事業所にお ける上槽への提出 (2以外)		
	ニ 当該事業所にお ける理屈分	理屈分を行なう場所(量 相当するものにつける こと) 1. 定定期 2. 管理期 3. 運用期	
移動票	イ 下水道への移動		
	ロ 当該事業所以外 への移動(イ以外)		

別欄奉手

備考 1 第一種指定化学物質についても本別紙を用いること。
2 本別紙は、第一種指定化学物質ごとに作成することとし、別途奉手の欄に別者第
3 に掲げる第一種指定化学物質の前に番号を別欄に記すこと。
3 第一種指定化学物質の名称及び第一種指定化学物質の登録番号の欄には、令別表
第1に掲げる名前(区分別表第一に別欄に記載がある第一種指定化学物質にあっては、
当該名)及び登録番号を記載すること。
4 提出書及び移動票の部位は、ダイオキシン以外の第一種指定化学物質については
「kg」、ダイオキシン類については「ml-TEQ」を選択すること。
5 提出書及び移動票の登録番号は記載すること。ただし、ダイオキシン類以外の第
一種指定化学物質にあっては、提出書又は移動票が1kgより多の場合、小数点以下第
位以下を四捨五入してれた数値を記載することとする。
6 公共用水域又は移動票における場合、提出先の河川、港湾、海域等の名稱には提出
書の名稱に記載すること。
7 各の欄には、記載しないこと。

図-3 第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書

9. 諸外国のPRTR制度

現在、化学物質について環境問題がおきないように適正に管理していくための国際的な取り組みが進んでいる。PRTRはその有効な手法として注目され、1992年の地球サミットで採択されたアジェンダ21にも採り上げられた。先進国の集まりであるOECDでは、1996年に加盟国に対してPRTR制度の導入に取り組むよう勧告を出した。

すでにアメリカ、カナダ、イギリス、オランダ、オーストラリアなどで、それぞれの国の実状に応じたPRTRが法制化されている。

10. おわりに

以上、PRTRについての概要をまとめてみた。この制度において重要であるのは、人の健康や生態系に有害なおそれがあると考えられる化学物質とは一体どういうものか、それらの化学物質がどのような発生源からどれだけ発生しているのか、という情報を国民が知ることができることである。危険の全くない世の中など存在しないが、化学物質による深刻な環境問題や健康問題に対する知識を深め、自ら有害性のある化学物質の使用を削減していくことが、我々に課せられた使命であり、人類の幸福と存続に繋がっていくと思う。

参考文献：

- ・ PRTR排出量等算出マニュアル
経済産業省・環境省
 - ・ 化学物質の管理と環境保全のための新しいシステム「PRTR」がはじまりました
経済産業省・環境省
- (積水樹脂(株)交通安全対策事業部開発室主査・路材協技術委員)

平成14年中の交通事故死者数について

(警察庁交通局交通企画課資料より)

事務局

平成14年中の道路交通事故による死者数は、8,326人（前年比-421人）と減少している。

1日平均の死者数は22.8人（前年24.0人）で63分に1人死亡している事になる。

一方、事故発生件数や負傷者数は、12年振りに減少する見通しとなっている。

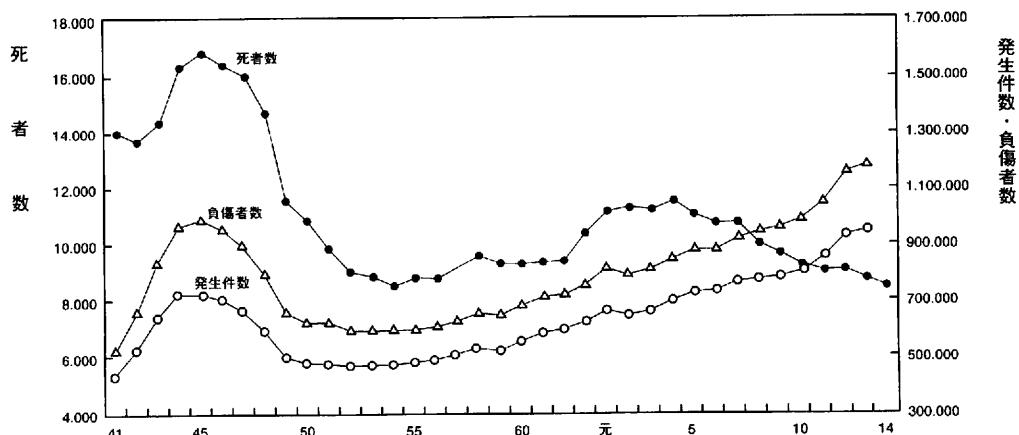
交通事故発生件数・死者数・負傷者数の推移

年	発生件数 (件)		負傷者数 (件)		死者数 (件)	
		指数		指数		指数
昭和41年	425,944	59	517,775	53	13,904	83
42	521,481	73	655,377	67	13,618	81
43	635,056	88	828,071	84	14,256	85
44	720,880	100	967,000	99	16,257	97
45	718,080	100	981,096	100	16,765	100
46	700,290	98	949,689	97	16,278	97
47	659,283	92	889,198	91	15,918	95
48	586,713	82	789,948	81	14,574	87
49	490,452	68	651,420	66	11,432	68
50	472,938	66	622,467	63	10,792	64
51	471,041	66	613,957	63	9,734	58
52	460,649	64	593,211	60	8,945	53
53	464,037	65	594,116	61	8,783	52
54	471,573	66	596,282	61	8,466	50
55	476,677	66	598,719	61	8,760	52
56	485,578	68	607,346	62	8,719	52
57	502,261	70	626,192	64	9,073	54
58	526,362	73	654,822	67	9,520	57
59	518,642	72	644,321	66	9,262	55

年	発生件数 (件)		負傷者数 (件)		死者数 (件)	
		指数		指数		指数
昭和60年	552,788	77	681,346	69	9,261	55
61	579,190	81	712,330	73	9,317	56
62	590,723	82	722,179	74	9,347	56
63	614,481	86	752,845	77	10,344	62
平成元年	661,363	92	814,832	83	11,086	66
2	643,097	90	790,295	81	11,227	67
3	662,388	92	810,245	83	11,105	66
4	695,345	97	844,003	86	11,451	68
5	724,675	101	878,633	90	10,942	65
6	729,457	102	881,723	90	10,649	64
7	761,789	106	922,677	94	10,679	64
8	771,084	107	942,203	96	9,942	59
9	780,399	109	958,925	98	9,640	58
10	803,878	112	990,675	101	9,211	55
11	850,363	118	1,050,397	107	9,006	54
12	931,934	130	1,155,697	118	9,066	54
13	947,169	132	1,180,955	120	8,747	52
14	847,324	***	1,057,004	***	8,326	50

注1 指数は昭和45年を100とした値である。

注2 平成14年の発生件数・負傷者数は11月末現在(概数)である。



都道府県別交通事故死者数

累計死者数の多い都道府県

順位	都道府県	順位
1	北海道	493人
2	愛知県	398人
3	千葉県	379人
4	東京都	376人
5	神奈川	376人

累計死者数の少ない都道府県

順位	都道府県	順位
1	沖縄県	61人
2	高知県	63人
3	長崎県	66人
4	徳島県	69人
5	大分県	70人

死者数が増加した都道府県

順位	都道府県	順位
1	神奈川県	+ 52人
2	群馬県	+ 38人
3	宮城県	+ 25人
4	秋田県	+ 23人
5	栃木県	+ 20人

死者数が減少した都道府県

順位	都道府県	順位
1	香川県	- 51人
2	広島県	- 49人
3	兵庫県	- 40人
4	静岡県	- 38人
5	滋賀県	- 36人

都道府県	平14年	順位	平13年	増減数
北海道	493	1	516	- 23
青森	103	29	110	- 7
岩手	134	25	149	- 15
宮城	181	20	156	25
秋田	98	30	75	23
山形	88	32	86	2
福島	200	18	210	- 10
東京	376	4	359	17
茨城	331	7	344	- 13
栃木	211	14	191	20
群馬	218	13	180	38
埼玉	343	6	378	- 35
千葉	379	3	390	- 11
神奈川	376	4	324	52
新潟	235	12	227	8
山梨	71	42	97	- 26
長野	190	19	198	- 8
静岡	269	11	307	- 38
富山	78	39	88	- 10
石川	79	36	108	- 29
福井	78	39	61	17
岐阜	203	16	224	- 21
愛知	398	2	403	- 5
三重	211	14	221	- 10
滋賀	109	28	145	- 36
京都	136	24	164	- 28
大阪	323	8	327	- 4
兵庫	296	10	336	- 40
奈良	87	33	90	- 3
和歌山	90	31	97	- 7
鳥取	79	36	61	18
島根	73	41	72	1
岡山	169	21	190	- 21
広島	202	17	251	- 49
山口	141	23	152	- 11
徳島	69	44	85	- 16
香川	83	34	134	- 51
愛媛	122	26	142	- 20
高知	63	46	76	- 13
福岡	323	8	334	- 11
佐賀	79	36	84	- 5
長崎	66	45	74	- 8
熊本	145	22	141	4
大分	70	43	93	- 23
宮崎	82	35	91	- 9
鹿児島	115	27	128	- 13
沖縄	61	47	78	- 17
合計	8,326	…	8,747	- 421

本年もどうぞよろしくお願ひします

路面標示材協会会員

(正会員)

五十音順

会員名	〒	主な所在地	同左電話
アトミクス(株)	174-8574 364-0101	東京都板橋区舟渡3-9-6 埼玉県南埼玉郡菖蒲町昭和沼6	03(3969)3111 0480(85)8111
大崎工業(株)	593-8311 144-0033	大阪府堺市上89番地 東京都大田区東糀谷4-1-4	0722(72)1453 03(3743)3004
(株)キクテック	457-0836 125-0062	名古屋市南区加福本通1-26 東京都葛飾区青戸8-2-18	052(611)0680 03(3690)1501
信号器材(株)	211-8675 105-0003	川崎市中原区市の坪160 東京都港区西新橋1-12-10(虎の門ウイングビル)	044(411)2191 03(3503)3041
神東塗料(株)	661-8511 136-0082	兵庫県尼崎市南塚口町6-10-73 東京都江東区新木場4-12-12	06(6421)9865 03(3522)2353
セイトー化成(株)	421-0113 101-0042	静岡県静岡市下川原3555番地 東京都千代田区神田富山町24(神田富山町ビル)	054(258)5561 03(3251)2651
積水樹脂(株)	530-0047 105-0022	大阪市北区西天満2-4-4(堂島関電ビル) 東京都港区海岸1-11-1(ニュービア竹芝ノースタワー)	06(6365)3244 03(5400)1821
大洋塗料(株)	144-0033	東京都大田区東糀谷6-4-18	03(3745)0111
(株)トウペ	592-8331 110-0015	大阪府堺市築港新町1-5-11 東京都台東区東上野6-16-10(KBUビル)	072(243)6419 03(3847)6514
日本ライナー(株)	105-0014	東京都港区芝2-17-11(パーク芝ビル)	03(5419)9685
日立化成工材(株)	317-0051 113-0034	茨城県日立市滑川本町5-12-15 東京都文京区湯島3-31-6(大塚ビル)	0294(22)1313 03(5688)5330
富国合成塗料(株)	652-0816	神戸市兵庫区永沢町3-7-19	078(575)6600
藤木産業(株)	592-8331	大阪府堺市築港新町2-6-50	072(244)5588
レーンマーク工業(株)	731-1142	広島市安佐北区安佐町大字飯室字森城6864	082(835)2511

(賛助会員)

加入順

会員名	〒	主な所在地	同左電話
日本ガラスビース協会	300-2662	茨城県つくば市下河原崎254-36(ボターズ・ハロティーニ内)	0298(47)7483
日本ゼオン(株)	100-0005	東京都千代田区丸の内2-6-1(古河総合ビル)	03(3216)2342
東邦顔料工業(株)	174-0043	東京都板橋区坂下3-36-5	03(3960)8681
トネックス(株)	105-0022	東京都港区海岸1-16-1(ニュービア竹芝サウスタワー)	03(5403)3127
キクチカラー(株)	170-0002	東京都豊島区巣鴨3-5-1	03(3918)6611
三井化学(株)	100-6070	東京都千代田区霞ヶ関3-2-5(霞ヶ関ビル)	03(3592)4388
日本製袋(株)	150-0031	東京都千代田区岩本町2-4-3(太陽生命神田ビル)	03(3861)0020
丸善石油化学(株)	104-8502	東京都中央区八丁堀2-25-10	03(3552)9371
大日本インキ化学工業(株)	103-8233	東京都中央区日本橋3-7-20	03(3278)0122
(株)エヌ・アイ・シー	541-0048	大阪市中央区瓦町1-7-7(愛暖ビル)	06(6232)2123

平成14年 路材協会報の発行内容

No.115(平成14年1月20日発行)

「新年に思う」生活者への安全と安心に向けて 副会長 山田耕一 1
 國際規格 ISO14000 について 鈴木芳広 4
 平成13年中の交通事故死者数について 事務局 14

No.117(平成14年7月20日発行)

新年度活動に向けて 会長 山本一志 1
 路面標示用塗料のJIS改正について 技術委員会 6
 平成14年5月末(1~5月)の道路交通事故統計 事務局 16

No.116(平成14年4月20日発行)

交通安全環境の整備に向けた視点の一、二 理事 北野正夫 1
 色彩のはなしと道路標示黄色の経緯及び今後の課題 高木正樹 6
 平成14年2月末の道路交通事故統計 事務局 14

No.118(平成14年10月20日発行)

道路交通安全(路面標示)に思うこと 理事 石野憲男 1
 高機能舗装と路面標示 高木嗣郎* 4
 平成14年8月末(1~8月)の道路交通事故統計 事務局 17

*寄稿者 高木嗣郎氏は、当協会の技術副委員会、信号器材(株)開発技術本部 主任技師です。(会報誌での寄稿者紹介がなく、ここにお詫びし記載させて頂きます。)

事務局便り

1. 会員の異動

○(株)トウベ東京支店は、〒110-0015 東京都台東区東上野6-16-10 KBUビル

TEL:03-3847-6514、FAX:03-3847-6499

に移転しました。(11月)

○日立化成工材(株)業務委員の藤谷明文氏は、9月に
営業本部 東日本営業部長兼東京営業所長に就任されいます。

2. 業務委員会：

路面標示用塗料JIS K 5665改正に伴い関係官庁に改正の「解説小冊子」の送呈と、関係官庁で採用されている路面標示用関連仕様書の内容の確認をさせていただきましたところ、旧JISの数値で表示されているところがあり、新JIS数値の表示に改正して頂く事をお願いします。また、関連仕様書を提供頂きましたことを感謝申上げます。

3. 技術委員会：

(社)全国道路標識・標示業協会の道路標示部会と当協会技術委員会と意見交換会を行ないました。道路標示部会からは、水性ペイント、黄色標示の色について、施工温度、路面標示の再施工基準について等の質問提起があり、当協会技術委員会から現状を踏まえ説明を行なった。

当協会技術委員会からは、環境対応型路面標示用塗料の研究を中心に検討していることを説明した。

余滴

平成15年の干支は癸未(みずのとひつじ)で、古来より金運招来、家運隆盛を象徴する動物とされています。また、中国では、羊を「よう」といい「陽」に通じることから隆盛吉祥の象徴とされ、運気を好転させ、金運を託す大吉相として尊ばれている。大いに期待したいし、良い年になる事を願いたい。

平成14年の道路交通事故による死者数は、関係各位のご努力で8,326人と第7次交通安全基本計画の目標(8,466人)を2年目で達成した素晴らしい業績です。また、事故発生件数や負傷者数も12年振りに減少に転じる見通しといわれている。

年も改まり一層の交通安全が図られるよう、道路交通安全に携わる諸官庁の皆様のご指導賜り「路面標示用塗料の品質・技術向上」に努めたいと思います。

(小林)